

1 0 年 保 存

機 密 性 2

平成 28 年 1 月 1 日から 平成 37 年 12 月 31 日まで
--

基 発 0101 第 1 号

平成 28 年 1 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働基準局報告例規の一部改正（安衛補 5 0 1 重大災害報告の廃止）等
について

標記について、効率的な行政運営の観点から、下記 1 のとおり改正を行い、
本日から適用することとしたので、了知の上、下記 2 に留意しつつ、その取扱
いについて遺漏なきを期されたい。

記

1 「労働基準局報告例規」の改正

「労働基準局報告例規」の一部を次のとおり改める。

(1) 「労働基準局報告例規一覧」の改正

「3. 安全課関係」の「(2) 随時報告」の「安衛補 5 0 1」の欄を削る。

(2) 「安衛補 5 0 1 重大災害報告」の廃止

「安衛補 5 0 1 重大災害報告」を削る。

2 重大災害の定義等について

従前、重大災害の定義は「安衛補 5 0 1 重大災害報告」でなされていたところ
であるが、今般の「安衛補 5 0 1 重大災害報告」の廃止に当たり、今後も、
次に該当するものを重大災害とすること。

(1) 一時に 3 人以上の労働者が業務上死傷又は病した災害事故

(2) 爆発、火災、破裂、倒壊、落盤、なだれ、有害物質の大量漏えい、職業 性疾病（じん肺は除く。）等であって、行政上注目すべき災害事故又は特異 な災害事故

また、本通達は、「安衛補 5 0 1 重大災害報告」を廃止するものであって、
別途指示する場合を除き、重大災害に係るその他の取扱いを変更するものでは
ないこと。